

株式会社建築資料研究社

介護職員初任者研修 学則

1 研修の目的

少子・高齢化社会の中で介護福祉サービス分野における、人材育成が急務である。
本研修は介護職員の業務に関する知識及び技術を習得し、特に介護を必要とする高齢者や障害者(児)の方々に安心してより良い自立生活ができるように質の高い介護職員の養成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする

2 研修の名称

- ・日建学院介護職員初任者養成科

3 法人の名称・住所

- ・株式会社 建築資料研究社
- ・東京都豊島区池袋2-50-1

4 指定番号

- ・宮崎県指定第45026号

5 事業所の概要

- ・日建学院 宮崎校
- ・宮崎県宮崎市大字本郷北方2440-24

6 研修カリキュラム

- ・別表1「研修カリキュラム」にて

7 講義、演習室

- ・日建学院 宮崎校
- ・宮崎県宮崎市大字本郷北方2440-24

8 講師プロフィール

- ・別表2「講師プロフィール」にて

9 使用テキスト

- ・介護職員初任者研修テキスト(財団法人介護労働安定センター)

10 研修修了の認定方法

研修修了の認定は全科目履修した者に対して1時間の筆記試験により行う
評価基準は理解度の高い順に、A、B、C、Dの4区分とし、C以上で認定基準を満たしたものと
する(100点を満点とする)

- ・A=90点以上、・B=80～89点、・C=70～79点、・D=70点未満

※尚、認定基準に満たなかった者(D=70点未満)については、再試験を行う

11 補講の方法

- ・研修の一部を欠席した者(研修時間数の概ね一割以内)で、当社がやむを得ない事情があると認められる者については、原則、当該研修期間内に補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす
- ※やむを得ない事情と認められる事例
本人の疾病または負傷、親族の看護、列車遅延、交通事故、天災、等
- ・補講の実施は原則として、当社同一課程で実施する該当科目とする
- ・欠席者、認定基準未達成者を対象とした個別の補講を行う場合もある
- ※①求職者支援訓練での研修：補講の受講料は、1時間につき3,000円を受講者負担とする
- ※②委託訓練での研修：補講の受講料は、1時間につき3,000円を受講者負担とする

12 受講要件

- ①求職者支援訓練での研修：訪問介護事業者に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者で、ハローワークが求職者支援訓練として本研修に推薦する者
- ②委託訓練での研修：訪問介護事業者に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者で、ハローワークが委託訓練として本研修に受講指示する者

13 募集手続

- ①求職者支援訓練での研修：ハローワークで募集・申込手続きを行う
- ②委託訓練での研修：ハローワークで募集・申込手続きを行う

14 受講手続

- ①求職者支援訓練での研修：選考後、ハローワークで受講手続きを行う
- ②委託訓練での研修：選考後、ハローワークで受講手続きを行う

15 受講生が負担する費用及び支払い方法

- ・受講料：無料
- ・テキスト代：6,160円
※①求職者支援訓練における、本研修にかかわらない訓練科目のテキスト代は、別途負担とする
- ※②委託訓練における、本研修にかかわらない訓練科目のテキスト代は、別途負担とする
- ・支払い方法：原則、開講日に現金支払にて受付ける
- ・補講にかかわる受講料について
→①求職者支援訓練での研修：補講の受講料は、1時間につき3,000円を受講者負担とする→
②委託訓練での研修：補講の受講料は、1時間につき3,000円を受講者負担とする

16 解約条件及び返金の有無

- ・受講料：無料のため、該当なし
- ・テキスト代：個人買取りのため、該当なし

17 受講中の事故への対応

- ①求職者支援訓練での研修：補償制度費用保険に加入し、研修期間内で受講生に怪我等があった場合、当該保険にて対応する
- ②委託訓練での研修：職業訓練生保険に受講生が自己負担で加入し、研修期間内で受講生に怪我等があった場合、当該保険にて対応する

18 個人情報の取り扱い

- ・研修実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせない、又は、不当な目的に使用しない

19 修了書の再発行について

- ・修了証明書の亡失・き損や氏名の変更により修了者から修了証明書再発行の求めがあった時は、修了証明書の再発行又は証明書を交付するものとする。
- ※再発行費用として1回につき¥1,080円を受講者負担とする。

20 情報公開ホームページURL

- ・URL:<http://www.ksknet.co.jp/>

21 研修責任者の役職・氏名・連絡先

- ・事務局長・持田 将史
- ・宮崎県宮崎市大字本郷北方2440-24
- ・Tel: 0985-50-0036

22 研修担当者の役職・氏名・連絡先

- ・一般・有馬 梢、谷口 律子
- ・宮崎県宮崎市大字本郷北方2440-24
- ・Tel: 0985-50-0036

23 法人の苦情対応者の役職・氏名・連絡先

- ・苦情対応部署: 日建学院コールセンター(担当責任者: 課長・鈴木 伸征)
- ・東京都豊島区池袋2-50-1
- ・Tel: 0120-243-229

24 事業所の苦情対応者の役職・氏名・連絡先

- ・係長・浅利 啓亮
- ・宮崎県宮崎市大字本郷北方2440-24
- ・Tel: 0985-50-0036

25 その他

(受講の取消し)

次に該当する者は、受講を取り消すことがある。

- ①学習意欲が著しく欠け、研修修了の見込みがないと認められる者
- ②研修の秩序を乱し、受講者としての本分に反した者

(科目の免除)

科目の免除についてはこれを認めない

(施行細則)

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項が必要であると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は平成25年12月2日から施行する

(附則)

この学則は平成26年3月24日から施行する

(附則)

この学則は平成26年6月16日から施行する

(附則)

この学則は平成26年9月22日から施行する

(附則)

この学則は平成26年12月5日から施行する

(附則)

この学則は平成27年3月2日から施行する

(附則)

この学則は平成27年3月30日から施行する

(附則)

この学則は平成27年6月8日から施行する

(附則)

この学則は平成28年4月25日から施行する

(附則)

この学則は平成28年7月6日から施行する

(附則)

この学則は平成29年4月3日から施行する

(附則)

この学則は平成30年4月5日から施行する

(附則)

この学則は平成31年1月9日から施行する

(附則)

この学則は令和2年7月9日から施行する